

信頼に値するギャンブルコスト （カジノの経済損失）を評価する研究を求む

新川眞一

はじめに

ギャンブル被害について諸外国では政府の責任において、年月、人材、公費を費やして、系統的に全国的規模で調査研究がされている。

我が国にあっては、こうした調査すらともに存在しない。昨年カジノ実施法との抱き合わせでギャンブル依存症対策基本法が成立し、その施策の一つに「実態調査」が謳われてはいる。しかしながら、2019年度の厚労省の予算には依存症対策費は概算要求額も実施額も前年度以上の増額は全く無く（厚労省 HP「平成 31 年度予算概算要求の主要事項」）、他の省庁もこの類の予算は組まれていない。

これが日本のギャンブル依存症対策における実態調査の「実態」である。

1 ギャンブルの経済損失を研究する人はいないのか

ならば、日本において、国がするのではなく、民間から、学術研究者の中から、こうした実態の調査研究をしようとする方は一人もおられないのかと私は幾人かの大学教授に尋ねた。しかし、やはり調査研究にはそれなりに費用が掛かるうえ政府や企業からの補助金でこのような研究をしても信頼できない。他方で刻一刻と我が国へのカジノ誘致の国策が進められようとしている

ことに私は苛立ちを重ねてきた。

2 ギャンブラーによって生み出される不良債権の額は？

仕方が無いので素人なりに考えてみた。2011、2012 年当時でも我が国では毎年 10 万人を超える自然人の自己破産者が生まれている。2018 年でのそれは約 7 万人である（司法統計）。その背後には 100 倍の多重債務者がいるといわれる。このうち、何らかの形でギャンブルが原因として多重債務状態にある者は、正確な統計はないものの、約 1 割から 2 割存在すると推計される。日弁連消費者問題対策委員会が実施した「2014 年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産に至った理由の約 4% が、ギャンブルが原因と記されている。しかし、この数値はバイアスが働いていると思われる。裁判所に免責不許可事由となる浪費であるギャンブルを法律家は正直にすべて記しはしないであろうし、破産者本人も同様である宮崎県弁護士会が実施したアンケート調査で、「過去 10 年間に於いて、当事者がギャンブル依存症に罹患していると疑われる人の事件を取り扱ったことがあるか？」という問いに対し、①はい（110 件）45.5%、②いいえ（132 件）54.5% という驚異的な集計結果が得られた（九弁連大会シンポジウム「ギャンブル依存症のない社会をめざして」報告、2016 年 9 月 23 日）。このほか私自

身も同職の幾人かに破産者のうち少しでもギャンブルが影響していると考えられる割合はどの程度と思うかと尋ねたところ、おしなべて全体の1割以上はほぼ確実に存在するとの返答がされる。

してみれば債務処理事件に全体の約15%程度はギャンブルが原因している事案で占められているというのが実務を通じての我々の感覚だ。すると破産者1人当りの債務総額を400万円（ギャンブルが原因の場合は、貸金業法の総量規制に拘わらず負債総額は一般的に多くなる）と見積もっても、4兆2000億円（400万円×7万人×0.15×100倍）の不良債権すなわち国家的損失がはじき出されることになるのである。

3 ギャンブル被害のための医療費コストは？

2017年厚労省統計によると、我が国には320万人を越えるギャンブル依存症患者がいる（2008年の調査では536万人）。ところでギャンブラーに依存から回復への道筋を促すための治療費は最低限のコストにすぎない。医療機関に支払われるべき治療費以外に、カウンセリングや、セラピーの費用なども患者数に掛け合わせるともっと大きな額になるであろうが、治療費コストだけでもいかに私なりに描いてみた。

断わっておかなければならないが、病的ギャンブラーの医学的治療法は未だ確立されていないので、その費用の算出にあたっては他の医学的治療に要する費用を類例するしかない。私は、禁煙外来の場合を例に挙げる。

禁煙外来は健康保険自己負担額を3割として、通常8～12週間の期間が治療期間とされ、処方される薬剤にもよるが治療期間

全体を通して大体2万円程度の自己負担である。すると12週間のクールで費やされる医療費の総額は約6.7万円となるので、病的ギャンブラー320万人がこの12週間の治療を1回でも受診した場合、2144億円（6.7万円×320万人）もの医療費等が損失として計上されることになる。本来ならば、医療費コストは、直接患者数に掛け合わせた治療費の額のみにとどまらない。我が国には、ギャンブル依存者を専門にする医療機関が極めて少なく、これらの設備費用、教育費用もかかる。

さらに医療費は、社会通念上、家計支出に占める割合の1～2割程度である。むしろギャンブル支出が増加するという直接の市民生活への悪影響こそが根本問題でこの点の数値的エビデンスが極めて重要である。

おわりに

我が国に未だカジノが存在しないにも関わらず、パチンコや公営ギャンブル等のカジノより射幸性の低い賭博産業による社会的悪影響の数値が、既にこれほど深刻なのである。

メルボルンで最大のIRカジノをかかえるオーストラリアビクトリア州政府でさえその責任でギャンブル被害実態調査を行い、社会的コスト（損失）はカジノの収益の4～5倍であるとした。

一法律実務家が素人なりにギャンブルコストについてコメントをさせていただいたが、我が国の学術研究の一つにギャンブル産業界からの影響を受けないでギャンブルコストを探索される方の輩出を心から願うばかりである。

（にいがわ・しんいち：大阪クレジットサラ金被害をなくす会事務局次長，司法書士）